

河合町議会会議録

平成30年9月20日開会

河合町議会

平成30年第3回(9月)河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 (9月20日)

○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	6
○欠席議員	6
○出席説明員	6
○議会事務局出席者	6
○開議の宣告	6
○委員長報告	6
○議案第10号、議案第17号、議案第22号の委員長報告、討論、採決	8
○議案第11号、議案第15号、議案第16号の委員長報告、討論、採決	10
○議案第12号、議案第13号、議案第14号の委員長報告、討論、採決	13
○認定第1号から認定第9号の委員長報告、討論、採決	15
○同意第1号の採決	29
○同意第2号の採決	30
○諮問第1号の採決	30
○河合町選挙管理委員会委員の選挙について	31
○河合町選挙管理委員会補充員の選挙について	31
○議員発議第2号の提出者説明、討論、採決	33
○議員発議第3号の提出者説明、討論、採決	34
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	36
○閉会の宣告	36
○署名議員	37

平成30年9月20日（木曜日）

（第3号）

平成30年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

平成30年9月20日（木）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第10号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第17号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第22号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について
- 日程第 4 議案第11号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第15号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第16号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第12号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第13号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第14号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第10 認定第 1号 平成29年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成29年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成29年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成29年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 平成29年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 17 認定第 8 号 平成 29 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 9 号 平成 29 年度河合町水道事業会計決算認定について
- 日程第 19 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 20 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 22 河合町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 23 河合町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 日程第 24 議員発議第 2 号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書について
- 日程第 25 議員発議第 3 号 国民健康保険県単位化のもとの国保運営のあり方に関する意見書について
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 26 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

2番	大西孝幸	3番	清原和人
4番	馬場千恵子	5番	吉村幸訓
6番	岡田康則	7番	森尾和正
8番	池原真智子	9番	西村 潔
10番	疋田俊文	11番	谷本昌弘
12番	中尾伊佐男	13番	辻井賢治

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	東正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	教育部長	井筒 匠
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村 豊
福祉部次長	杉本正範	住民生活部長次	木村光弘
まちづくり推進部次長	中山雅至	教育部次長	上村欣也
安心安全推進課長	阪本武司	総務課長	上村 学
財政課長	上村卓也	税務課長	浮島龍幸
住民福祉課長	中野雅史	保健スポーツ課長	中野典昭
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
地域活性課長	福辻照弘	上下水道課長	石田英毅
生涯学習課長	小槻公男		

欠席者

社会福祉課長	佐藤桂三
--------	------

会議に従事した事務局職員

調整員	高根亜紀
-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、平成30年第3回定例会を再開します。

これより、本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、西村 潔議会運営委員長より報告願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村委員長。

○9番（西村 潔） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、同意第1号、同意第2号、諮問第1号と選挙管理委員及び補充員の選挙、議員発議第2号、第3号の2発議と議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を本日一括上程し、さきに上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第10号、議案第17号、議案第22号の委員長報告、討論、採
決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第10号、日程第2、議案第17号、日程第3、議案第22号を総務常任委員会に付託しておりますので、吉村幸訓総務常任委員長より報告を求めます。

○5番（吉村幸訓） 議長。

○議長（疋田俊文） 吉村委員長。

○5番（吉村幸訓） どれでは、総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第10号、第17号、第22号について、9月10日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第10号 平成30年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

災害対策費でブロック塀撤去費用ということですが、まちの調査や対応はどのようなものか、学校が管理している塀があるのかとの質疑がなされ、公共施設と民間施設と分けて対応すべきであり、公共施設で危険なブロック塀がある箇所には既に撤去したりもしているが、優先度を考えて是正していくとのこと。また、民間と個人の方のブロック塀が通学路に面している箇所の撤去については、補助制度を設けて、積極的に撤去してもらえるように考えているとの答弁がなされました。そのほかに、マイナンバーの有無でどれだけの利便性が違ってくるのか、仕様変更の内容、農地利用最適化推進員の活動についての質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第17号 平成30年度河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

掲載文の中で「写真等の掲載を受けようとするとき」と明記されているが、受けないことも可能かとの質疑がなされ、可能との答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第22号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第10号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第10号 平成30年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

議案第17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第17号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定については、可決されました。

議案第22号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい。

○議長(疋田俊文) 討論ですか。

○4番(馬場千恵子) はい。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) すみません、座ったままで発言させていただきます。

国際博覧会について、私の思いを含めて、反対の討論を行いたいと思います。

国際博覧会そのものが持つ意義や目的は認められるものであると思っています。必ずしも反対するものではありません。

しかし、今回の大阪夢洲を会場とする国際博覧会は、カジノを中核とする統合型リゾートとセットになっています。カジノは、刑法が禁ずる賭博であり、他人の不幸の上に成り立つビジネスです。国際博覧会のテーマに反していると思います。また、会場予定地は、震源地から770キロも離れた、東日本大震災に大きな被害を受けていたところでもあります。直近に迫っている南海トラフ地震では、直接の揺れとここで発生した津波によって浸水する可能性も指摘されている脆弱な人工島であり、大変危険であると思っています。そういった思いで、反対したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより、議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第22号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議については、可決されました。

◎議案第11号、議案第15号、議案第16号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第11号、日程第5、議案第15号、日程第6、議案第16号を厚生常任委員会に付託しておりますので、池原真智子厚生常任委員長より報告を求めます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原委員長。

○8番（池原真智子） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第11号、第15号、第16号について、9月10日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第11号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

保険料の徴収を8回から10回へ変更することで住民への負担が少なくなるのでは、また、

黒字になっているのなら保険料の減額ができないのかとの質疑があり、保険税は、所得の確定を受けて行っていることや、国保県単位化で保険税を納付金として県に納める関係もあり、さらに、徴収回数の変更をするとシステム改修費用が必要となることも考えられます。また、保険税の減額は、奈良県統一保険税率にしていく方向で進んでいることや、高齢化で今後医療費が増えていくであろうとの考えで、保険税の減額は難しいと考える。しかし、近隣町の動向なども確認して、いろいろ見定め、検討していきたいとの答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成少数で否決することに決まりました。

議案第15号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受けました。

繰越金が8,833万8,000円あるが、決算の基金へは13万4,000円の繰り越しとなっているのはなぜかとの質疑があり、29年度繰越金が8,833万8,000円で、これに対して、今回の基金積立金が5,105万3,000円の計上をしている。また、特別徴収保険料とはどういうことかとの質疑があり、1号被保険者の保険料で、所得が確定したことにより保険料の増額見込みが出てきたため、837万6,000円を増額補正したと、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第16号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受けました。

後期高齢者医療広域連合納付金の繰越金が増えた理由はとの質疑があり、4月、5月の出納閉鎖期間中に徴収した後期高齢者の保険料を、翌年度に繰り越しして広域連合へ納付したものと答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○6番（岡田康則） 討論。

○議長（疋田俊文） 討論。

岡田議員。

○6番（岡田康則） 反対討論ということで、言わせていただきます。

9月10日に委員会を開きまして、私のほうから8回から10回にさせていただきたいということで、どんなものですよろうかと。それと、システム改修ということも、どれぐらいかかりますか、アバウトでいいからということだったんですけども、きょうに至るまで10日間、担当課からなんのアクションもなく、教えていただいていたら、また私も理解できるんですけども、そういうことも全然ありませんでしたので、そこら辺、ちょっと私も少し憤慨しております、反対させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決をします。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数で。

（「原案どおり」と言う者あり）

（「委員会の原案で」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ちょっと、暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○議長（疋田俊文） 再開します。

討論はありませんね。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決をします。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第11号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第15号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算については、可決されました。

議案第16号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第16号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、可決されました。

◎議案第12号、議案第13号、議案第14号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7、議案第12号、日程第8、議案第13号、日程第9、議案第14号、を経済建設常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘経済建設常任委員長より報告を求めます。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○11番（谷本昌弘） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第12号、第13号、第14号についてを、9月10日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第12号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

組合からの回収は、まだあるのかといった質疑などがあり、平成29年度で704万1,075円の回収があったとの答弁でございます。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第13号 平成30年度河合町下道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第14号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第12号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算につい

ては、可決されました。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第13号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、可決されました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第14号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、可決されました。

◎認定第1号から認定第9号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第10 認定第1号、日程第11 認定第2号、日程第12 認定第3号、日程第13 認定第4号、日程第14 認定第5号、日程第15 認定第6号、日程第16 認定第7号、日程第17 認定第8号、日程第18 認定第9号を決算審査特別委員会に付託しており

ますので、吉村幸訓決算審査特別委員長より報告を求めます。

○5番（吉村幸訓） 議長。

○議長（疋田俊文） 吉村委員長。

○5番（吉村幸訓） 去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの9認定について、9月12日に委員会を開会いたしましたので、その結果並びに主な内容についてを報告いたします。

認定第1号 平成29年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、歳出から審議を行い、歳入については一括で審議を行いました。

歳出の議会費で、職員手当の不用額が何かとの質疑があり、局長分としての人件費ですとの答弁がありました。

次に、総務費では、ふるさと納税推進事業費の内訳と、河合町の特産品がどれくらいあるのか、29年度に増えた理由はとの質疑があり、事業費の内訳として、返礼品が151万円で、22.9%、さとふるの業者への委託料80万円、議員製本費、通信運搬費等で、合計236万2,000円となっている。また、特産品は、335件のうち321件が地場産品。29年度より増えた理由としては、29年度4月から、民間のさとふるのホームページに情報掲載し、コンビニクレジットの決済を可能にしたことが増える要因と考えるとの答弁がありました。また、都市機能を有する田舎づくりの具体的な取り組み内容はとの質疑があり、自主防犯、自主防災、青色防犯パトロール、管理防災倉庫、防災士の費用を計上しているとの答弁がありました。そのほかに、法律相談や消費者生活相談の件数、また内容の分析はしているのか、イメージキャラクターすな丸の効果はどれくらい出ているのか、交通安全対策費で、啓発看板の設置、カーブミラー・ガードレールの設置をするにはどういうシステムになっているのか、防犯灯を新しく設置した場所はどこか、基幹システム共同化によって具体的に住民への影響はどういうものがあるのか、「ナイナイのお見合い大作戦」をした後、これを生かした取り組みは何をしているのか、すむ・奈良・ほっかつ！～移住プロジェクト～の内容と効果はどれくらいあるのか、路線価の基準・根拠について、小学校ICT事業の具体的な内容について、子育てサロンの充実事業の内容はニーズの調査を行っているのか、またメンタルのサポートはしているのか、住民基本台帳ネットワークシステム経費の具体的な内容について、住宅・土地統計調査事務費の内容についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、民生費では、共同浴場の整備費の概要についての質疑があり、2件の整備事業を実施し、浴室内の給水管が経年劣化で漏水したため、配管改修と給水電動弁の老朽化により、

漏水及び給水がとまらなくなっていたため、給水電動弁の交換を行ったとの答弁がありました。また、生活支援事業の具体的内容、対象人数についての質疑があり、この制度は、要介護・要支援にならない方が対象で、日常生活の介助を行っており、自立している方が多いため、対象は2名との答弁がありました。その他に、国保財政対策事業の具体的な内容について、国保対象者の出産一時金を受けた人数の前年度からの動向について、介護保険の繰出金について、老人ホーム入所事業の利用人数について、シルバー人材センターの運営事業費の内訳について、総合医師会館の施設利用状況と施設整備をした場所について、介護給付費の利用者数について、子ども・子育て支援事業の趣旨について、子ども医療助成事業費の内訳について、放課後児童健全化育成事業での学童保育の運営状況について、保健衛生総務費で支払っているカン費の使用用途について、予防接種の単価は医師会と交渉を行っているか、健康管理の習慣の内容についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、衛生費では、母子保健衛生事業でいろいろな検診を行っているが、見受診時の対応はどうしているのかとの質疑があり、検診を欠席した時点で、保護者への連絡をとったり、幼稚園や保育所を通じて出席等の確認をし、現在は100%現人確認ができているとの答弁がありました。

次に、農林商工費では、ため池調査の箇所はどこか等の質疑があり、山坊の甲賀池、おおとだ池、薬井の上池を調査し、内容としては、決壊した場合の浸透想定図作成と池断面が適正であるかとの調査を実施したとの答弁がありました。

次に、土木費では、都市計画マスタープランと都市計画道路見直し検討業務の改定内容は何かとの質疑があり、都市計画マスタープランは、平成21年4月に作成した本町の都市計画に関する基本方針を定めているが、8年経過しているため、改定するもの。また、都市計画道路の見直しは、都市計画で未着手になっている箇所を、交通量や住民ニーズを踏まえて見直しを検討している。この2つは関連性があるため、同時に見直しをしているとの答弁がありました。また、特区制度について、まちをどうしようという考えであるかとの質疑があり、ある大臣により、特区制度について協議をもらっており、県との区域についての協議をしているとの答弁がありました。

住宅費関係では、前年度と比較して、金額が増えている理由と修理の内訳について質疑があり、平成29年度に不適切な事務処理で、未払金が約5,200万円あり、内訳としては、平成27年度分1,683万6,120円、平成28年度分1,379万5,614円、平成29年度分2,129万365円、合計5,192万2,099円、内容としましては、クロス張りかえ、浴室改修、屋根防水、給水管の漏水、

給湯器の取りかえ等との答弁がありました。そのほかに、整備事業で、遊具、植木等危険な箇所への把握等についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、消防費では、防災行政無線デジタル化事業で、メール、電話、ファクス等への情報配信の登録状況はとの質疑に、8月8日現在では2,748名で、人口に対して15.5%の登録となっているとの答弁がありました。そのほかに、防災無線の同報系と移動系の違いについて、広域消防組合の負担金の見直しについての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、教育費では、小学校及び中学校の維持補修費の中身は何かとの質疑があり、小学校が給排水、トイレ、水漏れ、雨漏り、音楽室の音響施設の補修等を行い、中学校では、誘導灯、雨漏り、防犯カメラ、水道管、扉の修理等を行ったとの答弁がありました。そのほかに、高等学校進学支度金、給食で使用する食材の仕入れについて、要保護・準要保護児童就園奨励を行った3年間の状況について、スクールカウンセラーの相談件数等について、道徳教育推進事業の実践教育内容について、預かり保育の今後について、文化会館の準備管理について、町の図書館の特色について、町民プールの実施期間についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、歳入は一括で審議されました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定と決しました。

次に、認定第2号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

保険料追納を増やす努力は行っているのかとの質疑があり、徴収強化として、10月に、係長以上での職員一斉徴収を行い、その結果、11月から税務課、住民福祉課、高齢福祉課で再度個別徴収、夜間徴収を行い、支払いが難しい方へは分納等の相談等も行っているとの答弁がありました。そのほかに、滞納の主な理由や滞納した場合の保険証の発行についての質疑がありました。歳入については、療養給付費等不正不当利得返納金の件数について、保健医療費給付額推移が前年度より減少している経緯についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成29年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出一括で審議を行い、慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成29年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出一括で審議を行い、歳入で、貸し付け返戻金のそれぞれの件数について

の質疑があり、住宅改修資金貸し付けは2件、宅地取得資金貸し付けは9件、住宅新築資金貸し付けは11件との答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成29年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出一括で審議を行い、長寿命化計画事業所及び今後の予定についての質疑があり、工事実施場所は西和台と中山台で、今後、工事コストが安くつく管渠更生工法で西大和エリアを順次進めていく予定との答弁がありました。そのほかに、下水道の普及と水洗化が1%ほど残っているが、普及していくに当たって、今後の課題と方策についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出一括で審議を行い、水洗便所改造貸付金について、1件につき、貸し付け限度額が36万円で、全額不要額となっている36万円10件分を必要とした根拠についての質疑があり、近年では平成23年に10件貸し付けがあったため、また水洗化の啓発活動も行っており、今後も制度を存続させていきたいとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成29年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、保険事業勘定を歳入歳出一括で審議を行い、介護保険を滞納した場合、サービスを受ける際はペナルティーがあるのかとの質疑があり、制度的にはあるが、今のところ、河合町では実施していないとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出一括で審議を行い、慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成29年度河合町水道事業会計決算認定について、収入支出一括で審議を行いました。

給水収益が3%減少していることに対する分析はどの質疑があり、給水人口が315人減少しているとのこと。昨今の節水型給水機の普及と節水意識の向上だと考えているとの答弁がありました。そのほかに、中山台の給水の今後の計画等についての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの審議結果及び主な内容についての報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 認定第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○4番（馬場千恵子） 反対討論をしたいと。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） それでは、一般会計の部分について、反対討論したいと思います。

平成29年度の一般会計の中で、公営住宅の修繕費と清掃工場の改修費をめぐり、議会が正常な運営ができない状況が続きました。また、新聞の報道がきっかけで、行政と議会が大きく揺れ動いた1年でもありました。住宅改修費では、地方自治体の財政の基本原則を無視した財政処理を行っていたことが大きな問題となっています。改めて、その基本原則を述べておきたいと思います。1つは、会計年度独立の原則、2つ目は、総計予算主義の原則、3つ目は、予算事前決議の原則であります。これを重視した財政活動をしなければならない、これは当たり前のことです。当然、この原則に従って、自治体の職員は業務を遂行しなければなりません。また、清掃工場の件では、既に修繕が行われていたにもかかわらず、緊急の工事であるということで補正予算が組まれていました。これらのことを受けて、河合町不適切事務処理等再発防止検討委員会が設置され、検討されてきました。しかし、全容が明らかになったとは思われません。引き続き地方自治法を順守した財政処理がなされることを期待し、改善を求めていきたいと思います。また、この間台風などによる被害が発生し、その処理、修繕は起債に頼るところが大きいようですけれども、公正で正しい財政活動をすることで、アクシデントに強く、かつ住民が安心して暮らせるまちづくりを進めていただくことをお願いして、反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○3番（清原和人） はい。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） それでは、平成29年度一般会計の決算認定について、賛成の立場から討論に参加したいと思います。

主要な施策の成果にも書かれておりましたが、人口減少や少子高齢化の影響により、収入面では、厳しい状況が現実にあります。財政健全化は最重要課題になっていると思います。

一方、新しい人の流れをつくり、多くの世代が希望を持てるまちづくりの実現に向けた取り組みも急務の課題になっています。このような厳しい状況の中でも、歳出削減と並行して、小学校ICT環境整備事業、また河合町ふるさとの日「夏」「冬」、それから庁舎の耐震化事業、すむ・奈良・ほっかつ！～移住プロジェクト～や、話題性では「ナイナイのお見合い大作戦」が実施され、好評を博したと考えております。まちの活性化につながる、教育のまち河合町、それから住みよいまち河合町、優しさと活力があるまちづくりのキーワードに向けた一歩になったと考えられます。肯定的に評価される施策だと感じております。

今後にも目に見える着実な対応、それから政策の実行、それから適切な予算執行で、町民の方々にご理解と、それから納得が得られる、そういう行政を進めていただくことを念じまして、賛成討論にかえたいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 反対討論。

○議長（疋田俊文） 賛成ですか、反対ですか。

○9番（西村 潔） 反対。

○議長（疋田俊文） はい。

○9番（西村 潔） 会計の処理で、不祥事とかいっぱいあったと思うんですけども、もとの基本的な考え方は、当然収入に応じて歳出するということですよ。これは当然のことやと思うんです。去年の決算もそうですけれども、最後は財政調整基金で賄うと、そういう考え方は、やむを得ない場合、調整する機能を持っているとは思うんですけども、そうしたら、調整するとは、例えば1億円、2億円を調整せんといかんような、そういう歳出をやってきたということですよ。4億円の財政調整基金が、もう1億2,000万円ぐらいに落ちてきているというようなことであれば、これは、基本的には、歳出を収入に応じてやらんといかん、これは国も同じことですよ。それを過去2年間で急激に起こってきた理由は何かということを考えればいいと思います。

それから、交付金制度というのを、余りにも頼っているところがあると、もし交付金がな

かったら、この事業をするのかということです。半分交付金があるからやりますという使い方をすると、起債がどんどん増えてくると。こういう考え方を改めていかないといけないわけです。特に今回の決算では、実に1億7,000円を基金から出しているわけです。これ、なくなったらどうするかということですよね。事業ができないわけですよ。これを温存しておかないかんわけですよ。だから、赤字は出ていないということはどういうことかということ、資金繰りはいろんな方法でできるわけです。4億円も水道局から借り入れるとか、起債とかそういうことが起こっているからこそ、実質的に予算のとおりの範囲で支出をしていくという、こういう考え方がなければ、来年どうなるかわかりませんよね。ましてや収入が減ってくるわけですから。

予算は収入を見越してやって、大幅に、例えば地方税が減ったとか、やむを得ない事業がある場合は調整基金を使うということがあるんでしょうけれども、今の場合は、歳出が非常に限定的である。しかも、予備費を1,600万円使っているわけです。決算書では明確に出ていませんけれども、約1,600万円を予備費から、あるいは充当しているわけです。充当も、しっかりやっているかどうかとも開示されていないんです、決算書では。そういう中で、正しく充当されているかどうか、目の中で、きちりできているかどうか、流用については、規定があるからやむを得ないと思うんですけども、これは最低限度にしておかないかんですね。1,600万円が流用と予備費から出ていますけれども、どういう内容のやつかが、詳細はちょっと出ていないんで、その辺のところは、これからも注意しないとイケないんですけども、こういう2つの論点からしても、やはり歳出というのは歳入の範囲でやるという考え方でやっていかないと、どんどん交付金頼みになる。これから起債をするときに、交付金が50出るから使いましょうという発想では、大変なことになると思いますよ。

そういうことで、今回の決算の中で見ても、会計上は問題なくても、要するに支出についての中身は、これからもきちりしていかないとイケないと。それがこの2年間全く欠けている。赤字を出さないという目的のためにほかいろいろ借り入れするということでは、これは本末転倒だと思いますので、そういう点から、この2点の点で、私は反対したいと思います。

以上です。

○議長（足田俊文） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（足田俊文） これで、討論を打ち切ります。

認定第1号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第1号 平成29年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

認定第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 反対討論です。

○議長(疋田俊文) 討論ですか。

馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 国民健康保険の特別会計について、反対討論したいと思います。

国保の会計は、5,798万3,000円の黒字決算となっています。また、その中から、基金には、34万円プラスされているということです。その基金の合計ですけれども、約3億4,000万円というふうになっています。かねてから、国保税の引き下げ、また払える国保税という要望を上げてきましたけれども、今回の決算のところを見ましても、不納欠損また未払い分が多くなっているかと思えます。この基金についてですけれども、単純に計算すると、11万円の基金があるということになりますけれども、他の市町村では考えられない金額となっています。これらの基金は、今まで納めてこられた方に還元してきたというふうに思っています。かねてから、ずっと払える保険料ということで要望してきましたけれども、還元できる方法を考えていただき、一本化にはなりますけれども、それらについて、検討をお願いしたいというふうに思って、反対討論といたします。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) これで、討論を終わります。

認定第2号について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第2号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。反対討論を。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 生活資金の貸付事業についての反対討論をしたいと思います。

この事業は、平成5年度に廃止されています。貸し付け件数は663件、完納件数が629件となっています。事業が廃止されて24年たちますけれども、残り34件というのが現状です。具体的には、残り34件について、返済可能かどうか、返済できる返済方法はないのか、できる現状はないのかなど、あらゆる手だてを模索しながら今後の方針を決めていかなければならないのではないのでしょうか。何よりも、債権者の生活状況を把握して、返済できるように指導していけるようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長(疋田俊文) ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) これで、討論を終わります。

認定第3号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第3号 平成29年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、住宅資金。

○議長(疋田俊文) 反対討論ですか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 住宅新築資金の貸付事業についての反対討論です。

主な成果の中では、残債権が31件、金額にして9,264万9,086円というふうになっています。回収については、回収管理組合に任せているということですが、回収不能債権者の生活状況などの把握はどのようにされているのでしょうか。この事業そのものに納得しがたいものがありますが、返済できない状況の改善を含めて進めていただけることをお願いして、反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） ほかに討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これで、討論を終わります。

認定第4号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第4号 平成29年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 反対討論ですか、賛成ですか。反対討論ですか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 下水道事業の特別会計について、反対討論をしたいと思います。

下水道事業については、長寿命化計画の事業については、国費・県費などの財源はありますが、地方債が約57%、半分以上占めているという状況です。公共事業、公共下水道事業や長寿命化計画など、安心して住み続けられるまちづくりを進める上で、地方債に頼るところが大きいかと思います。また、不納欠損、未収額が大きいのも気になる場所ですが、内政力をつけつつ事業を進めていただきたいということをお願いして、反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） ほかに討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これで、討論を終結いたします。

認定第5号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第5号 平成29年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号について、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 反対ですか。

馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 水洗便所改造資金の貸付事業について、反対討論したいと思います。

この貸し付けの利用状況は、平成24年から26年、それぞれ1件、また平成27年から29年はゼロ件となっています。水洗化率も92.8%から93%となっています。しかしながら、この事業については、下水道事業と切り離しては考えられません。水洗を希望しても、下水工事を伴い経済負担が大きいなど、踏み切れないというのが現実ではないでしょうか。また、水洗化率については、何%を目標に定めているのか。また、予算として10件が適当なのか、方針を示すべき時期にあるのではないかとということで、反対討論いたします。

○議長(疋田俊文) ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) これで、討論を打ち切ります。

認定第6号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第6号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○9番(西村 潔) 反対討論。

○議長(疋田俊文) 西村議員。

○9番(西村 潔) 介護保険制度は国の施策に基づいてやっているということですが、介護保険の財政上厳しいという話をされて給付のカットとかというのを出てきているわけです。さらに、その中で、地域支援事業として任意事業でやっているところ、決算を見ますと、補正で、例えば1億円の減額をしているとか、いろいろ出てきているわけです。なおかつ、それでも2億円、3億円の余りが出てくると。予算の立て方について、以前にいろいろ質問も上げています。3年間で1期として計画を立てると。初年度の場合はこうこうだという、平均で出している。そのもの自体に問題があるんじゃないかと私は思うんです。これは、あくまでも国の制度である、規制があるにもかかわらず、実際にするのは地域でやっているわけですから、そういう観点を予算で、もう少しきっちり掌握してやらないといけないんじゃないかと。特別勘定、これ全部で1億4,600万円黒字が出ているわけです。黒字そのものは別に問題ないんですけれども、その中で、介護保険だけ8,800万円出ているわけです。補正で、減額、減額で来ているにもかかわらず、これだけ不用額が出ている。特に給付額、要するに介護予防とか介護保険に頼らない制度で頑張ってもらった結果であればいいと思うんですけれども、これ、もともと国の制度だったとしても、これは保険者である河合町がきっちりやっつかんといかんわけですから。任意事業もそうですけれどもね。地域支援事業とは、どんだけ、国の制度だからといって、そのとおりにやっつかんのかという話になりますよね。

そういう意味では、これは、介護保険制度そのものの予算の立て方が、もう少し明確にわかるようにしてほしいわけです。なんでこんな予算の立て方をするのかとか。国の制度だからということで担当者がおっしゃるわけです。それでいいのかと思います。そういう意味で、余りにも、これは、介護保険制度の中で、河合町ができることは全く何もないのかということ考えたときに、やはりこれから高齢化になってきたときに、どんどん介護給付を抑えていこうと。現実に、10月から、例えば家事援助については上限を設けてやると。ところが、これ、上限を設けてやったとしても、事務処理だけでもどんどん出てくるわけです。給付の割合はどんだけあるのか。介護保険の給付の中から、未納分も、マイナス補正で上げていても2億3,000万円も給付が落ちているということは、予算そのものの立て方に問題があるんじゃないかと思っている。

問題があれば、当然国に申すべきことだと思います。そういうことをやっていますか。全国一緒だから仕方ないという発想でやるとしたら、それは、やはり自治の精神からしたらおかしいですね。そういう意味では、もう少し介護保険制度、いろいろ高齢者の問題がこれから出てくるわけですから、それに対して、機械的に3年間の平均で出すよというような発想でやっていると、現場の方たちが大変しんどくなってくるし、高齢者がサービスを受けられないという印象をこれからもっと持つ可能性が高いので、なんとかこれを、不用額を出さないような予算の立て方、介護予防とか、そういうことは当然図っていかな。国が一生懸命やっています。だけれども、なんぼ国が指令しても、やるのは市町村ですから、市町村に応じた方法をやっていないといけないということなんですけれども、余りにも乖離が多過ぎるという。ちょっと私は、これは納得できないので、反対いたします。

○議長（疋田俊文） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これで、討論を打ち切ります。

認定第7号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第7号 平成29年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

認定第8号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第8号 平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定に

については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

認定第9号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第9号 平成29年度河合町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

15分間、暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長(疋田俊文) 再開します。

◎同意第1号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第19、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

竹林信也氏の一身上の都合でありますので、退場願います。

(教育長 竹林信也 退場)

○議長(疋田俊文) これより、同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、同意第1号 教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

竹林信也氏、入場を許します。

（教育長 竹林信也 入場）

◎同意第2号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第20、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより、同意第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第2号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり、堀内春子氏を適任者とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり堀内春子氏を適任者と認めることに決定いたしました。

◎河合町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（疋田俊文） 日程第22、河合町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。

現委員の任期が平成30年9月28日をもって満了するため、地方自治法第182条第1項の規定に基づき、議会において選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長指名とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、指名方法は議長指名とすることに決定しました。

お諮りします。

委員には、楯澤繁一氏、河合町高塚台2丁目34番地-11、田原倉太氏、河合町星和台2丁目6番地-9、村田雅信氏、河合町泉台2丁目6番14号、下 修一氏、河合町高塚台2丁目27番地-15。

お諮りします。

ただいま、指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました楯澤繁一氏、田原倉太氏、村田雅信氏、下 修一氏、以上の方が、選挙管理委員会の委員に当選されました。

◎河合町選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（疋田俊文） 日程第23、河合町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題といたします。

現補充員の任期が平成30年9月28日をもって満了となるため、地方自治法第182条の第2項の規定に基づき、議会において選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長指名とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、指名方法は議長指名とすることに決定しました。

選挙管理委員会の補充員には、渡邊八重子氏、河合町大字西穴闇338番地－5、中野 昇氏、河合町大字佐味田2551番地－2、西村東一氏、河合町大字大輪田409番地、奥田忠則氏、河合町大字川合1175番地。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました渡邊八重子氏、中野 昇氏、西村東一氏、奥田忠則氏、以上の方が、選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順位について、お諮りします。

補充員の順位は、ただいま議長が指名した順にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位は、ただいま議長が指名しました順位に決定しました。

◎議員発議第2号の提出者説明、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第24、議員発議第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の馬場千恵子議員の説明を願います。

○4番(馬場千恵子) はい。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書(案)でございます。

奈良県は、3月に「第3期医療費適正化計画」を発表しました。その中で、2023年の県民医療の目標を4,813億円と決め、県内の病床、一般・療養病床で1,697床、精神病床で600床減少させる「奈良県地域医療構想」を初めとして、効率的医療、健康保持、介護給付の適正化を推進し、医療費目標の達成をしております。しかし、医療費適正化の取り組みにもかかわらず、目標以上に医療費がかかった場合、奈良県の国保料率を上げるかどうか判断し、国保料率を上げない場合は、全国一律1点10円という「診療報酬」を奈良県だけ引き下げることを国に提案すると奈良県医療費適正化計画に明記しました。計画段階からの地域別診療報酬活用検討の表明は、医療費適正化の正否の責任を医療機関にのみ押しつける乱暴なやり方です。診療報酬は、医療機関の収入の源泉として、医療従事者の雇用及び経営全般にかかわっており、その診療報酬を他県より低く設定することは、医療機関の経営に悪影響をもたらし、医師を初めとするマンパワーの県外流出をもたらし、県内での医療機関開業を減少させます。「県民にとって安い医療費」という一見、県民思いの政策のようですが、医療崩壊を引き起こし、最終的には、県民の安心と健康を奪うことになるでしょう。奈良県医師会は

5月24日「地域別診療報酬」の導入断固反対の決議を上げました。「保険料の値上げ」か「診療点数単価の引き下げ」かと県民と医療機関を分断し、対立させるこのようなやり方は容認できません。「地域別診療報酬」の検討に関しては、「本計画」から削除するよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成30年9月20日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議員発議第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書については、原案どおり可決されました。

◎議員発議第3号の提出者説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第25、議員発議第3号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書（案）。

国民健康保険制度は、日本の「国民皆保険」を支え、自営業や無職、低所得などの方たちが、必要な医療を安心して受けられるようにする大切な社会保障制度です。しかし、この間の社会保障制度改悪の中、国保保険料の増大と、制度改悪が進んでいます。協会健保なみに保険料を下げようとするれば「1兆円必要」とされていたにもかかわらず、国は、わずか3,400億の投入で、2018年度から国保の都道府県単一化を推進しました。

奈良県は、「県内どこに住んでいても、所得と世帯構成が同じなら同じ保険料水準」を目指し、6年の激変緩和を経て、2024年には「統一保険料水準」を達成するとしています。保

保険料の統一化を図るため、県は、これまで市町村が国保料の上昇を抑制するために行ってきた「一般会計からの法定外繰り入れ」をやめるよう指示しており、その影響などで、2024年には、20自治体で1人当たり平均保険料が10%以上の上昇、9自治体で20%以上の上昇となります。県内の保険料滞納世帯は2万1,088世帯、短期証交付世帯は1万2,960世帯、資格証明交付世帯は354世帯、滞納者への差し押さえは1,687世帯、4億2,158万円にも上っていて、統一国保料への強引な誘導及び「法定外繰り入れ禁止」指示は、ますます払えない保険料と滞納者の増加、経済的理由による未受診者の増加に直結します。奈良県が、「国保財政の責任主体」であるならば、国保料を引き下げるための実効ある対策を、今すぐ講じる必要があります。また、高過ぎる保険料の根本問題である低い国庫負担率の改善を、国に強く要請すべきです。

記

- ①高過ぎる国保保険料を改善するため、国保財政への国庫負担の大幅増額を要請すること。
- ②急激な保険料上昇を招く奈良県統一保険料水準の導入を見直すこと。
- ③保険料上昇を抑制するために、市町村が独自に行う施策及び市町村が決定する保険料率を尊重すること。
- ④保険料上昇の著しい市町村に対する県の支援を具体化すること。
- ⑤急激な所得減少や恒常的生活困難も抱える国保被保険者向けの一部負担金申請減免制度及び保険料申請減免制度を奈良県国保運営方針に明記し、周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。

平成30年9月20日。奈良県北葛城郡河合町議会。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第3号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議員発議第3号 国民健康保険県単位化のもとの国保運営のあり方に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（疋田俊文） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続していきたいとの申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

以上、今期定例会に附議されました案件は、全て議了しました。

よって、平成30年度第3回定例会は、ただいまをもって閉会することに決定しました。

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子